

憲法施行73年 コロナを利用した改憲は許さない

自民党 緊急事態条項から改憲を狙う

日本国憲法は5月3日、施行73年を迎えます。日本国憲法はアジア・太平洋戦争の深い反省と教訓により生まれ、日本社会の礎となり今日に至りました。しかし、安倍内閣が誕生して以来、改憲の危機は続き、今や新型コロナウイルス感染症問題を悪用した改憲の動きが加速しています。

緊急事態条項から改憲突破

安倍首相は4月7日の参議院運営委員会で、新型コロナウイルスの緊急事態に名を借り、与野党の枠を超えた「改憲」議論の期待を表明し、その厚顔無恥をさらけ出しました。

また、自民党憲法改正推進本部は4月10日、新型コロナウイルス問題を通じて、自党の改憲項目の一つである緊急事態条項の新設のための改憲を改めて確認し、

国会での論議を始めることを申し合わせました。

改憲で憲法3原則を否定

自民党は2018年3月に改憲4項目案を発表しています。それは憲法9条に自衛隊を明記、非常事態条項の新設、参議院選挙区の合区解消、教育の無償化の4つです。自衛隊の明記以外、この3項目は現在の法

日本国憲法 前文

1946年11月3日公布 1947年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の

体系と施策の充実で可能なものであり改憲の必要が全くないものです。

すでに自民党は2012年4月に「日本国憲法改正草案」（以下「改正草案」）を決定しています。

その草案の根底に流れる思想は日本を国家優先の国に変え、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」の憲法3原則の否定です。

憲法をコロナ対策に生かそう

今、日本社会に必要なこ

とは、コロナ問題で深刻な格差と貧困、医療問題などに、憲法に示された各条項を生かすことです。

安倍首相と自民党が画策する新型コロナウイルスでの非常事態宣言を突破口とした改憲を止めましょう。

自民党の改憲草の根運動を凌駕する、改憲反対の運動を更に強めましょう。憲法を守り生かす全ての勢力が団結し、安倍改憲を止めましょう。



関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

新社会党機関紙「新社会」を読みませんか

月4回発行・タブロイド判・月額600円・送料168円

お問い合わせ先